

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

## 令和6年度報酬改定の主な内容 (短期入所)

新潟市福祉部障がい福祉課  
指定係

令和6年度報酬改定の主な内容のうち、

短期入所に係る特に問い合わせの多い事項や注意が必要な事項について、障がい福祉課指定係より説明します。

説明の中にある、加算の要件等は報酬告示や留意事項通知等をわかりやすく省略したものです。

事業所において、必ず報酬告示、留意事項通知、Q&A等を確認し、すべての要件を満たした上で報酬を算定して下さい。

# 目次

1. 福祉型強化短期入所の類型の創設
2. 福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設
3. 緊急時の重度障がい者の受入機能の充実

ここでお話するのは、主に3点です。

1点目、福祉型、強化短期入所の類型の創設

2点目、福祉型、強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

3点目、緊急時の重度障がい者の受入機能の充実

## 1. 福祉型強化短期入所の類型の創設

1、福祉型強化短期入所の類型の創設についてです。

## 1. 福祉型強化短期入所の類型の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受け入れを積極的に支援するため、福祉型短期入所サービス費の中に「福祉型強化短期入所サービス費」の区分が創設された。

	区分	対象	サービス提供時間
イ 福祉型短期入所サービス費	(1) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ)	者	1日
	(2) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ)	者	夜間のみ
	(3) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ)	児	1日
	(4) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ)	児	夜間のみ
	(5) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅰ)	者 (医療的ケアが必要な者)	1日
	(6) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅱ)	者 (医療的ケアが必要な者)	夜間のみ
	(7) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ)	児 (医療的ケアが必要な者)	1日
	(8) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅳ)	児 (医療的ケアが必要な者)	夜間のみ
	(9) 福祉型強化特定短期入所サービス費 (Ⅰ)	者 (医療的ケアが必要な者)	日中のみ
	(10) 福祉型強化特定短期入所サービス費 (Ⅱ)	児 (医療的ケアが必要な者)	日中のみ

新設

医療的ケアが必要な障害児者の受け入れを積極的に支援するため、福祉型短期入所サービス費の中に福祉型強化短期入所サービス費の区分が創設されました。

表中の(5)から(10)が今回創設された福祉型強化短期入所サービス費です。

## 【福祉型強化短期入所サービス費】

以下のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ区分1（障害児支援区分1）以上に該当する者児に対して、看護職員を常勤で1以上配置しているものとして届け出た事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理	
2	気管切開の管理	
3	鼻咽喉エアウェイの管理	
4	酸素療法	
5	吸引（口鼻腔・気管内吸引）	
6	ネブライザーの管理	
7	経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻 (2) 持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、結核高血圧症治療薬、麻薬など）	
9	皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など） (2) 持続皮下注射ポンプ使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）	
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）	
12	導尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿 (2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）
13	排便管理	(1) 消化管ストーマ (2) 換便、洗腸 (3) 浣腸
14	瘻管時の 坐刺挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	

福祉型強化短期入所サービス費は、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1（障害児の場合は障害児支援区分1）以上に該当する者児に対して、看護職員を常勤で1以上配置しているものとして届け出た事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数が算定されます。

## 【福祉型強化短期入所サービス費】留意事項

- (1) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とする。  
(留意事項通知)
- (2) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等がない日については、福祉型短期入所サービス費を算定すること。(留意事項通知)

福祉型強化短期入所サービス費の留意事項です。

(1) 医療行為を必要とする利用者に支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費が算定可能となります。

(2) 医療行為を必要とする利用者がいない日については、福祉型短期入所サービス費を算定することとなります。

## 2. 福祉型強化短期入所サービス費における 日中支援サービス類型の創設

2、福祉型強化短期入所サービス費における、日中支援サービス類型の創設についてです。

## 2. 福祉型強化短期入所サービス費における 日中支援サービス類型の創設

福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

	区分	対象	サービス提供時間
イ 福祉型短期入所サービス費	(1) 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）	者	1日
	(2) 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）	者	夜間のみ
	(3) 福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）	児	1日
	(4) 福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）	児	夜間のみ
	(5) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）	者（医療的ケアが必要な者）	1日
	(6) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）	者（医療的ケアが必要な者）	夜間のみ
	(7) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）	児（医療的ケアが必要な者）	1日
	(8) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）	児（医療的ケアが必要な者）	夜間のみ
	(9) 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）	者（医療的ケアが必要な者）	日中のみ
	(10) 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）	児（医療的ケアが必要な者）	日中のみ

新設

福祉型強化短期入所サービス費の中に、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する、福祉型強化特定短期入所サービス費が創設されました。

福祉型強化短期入所事業所で、医療的ケア児者に対して日中のみの指定短期入所を行った場合に、福祉型強化特定短期入所サービス費が算定されます。

### 3. 緊急時の重度障がい者の受入機能の充実

3、緊急時の重度障がい者の受入機能の充実についてです。

### 3. 緊急時の重度障がい者の受入機能の充実

地域生活支援拠点等の場合で、平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、又は強度行動障がい者を有する児者に対して、指定短期入所を行った場合の加算が創設された。

あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算が引き上げられた。

<<地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し>>	
[現行] 地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。	
[見直し後] 地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。	
<<緊急短期入所受入加算の見直し>>	
[現行]	
イ 緊急短期入所受入加算 (I)	180単位/日
ロ 緊急短期入所受入加算 (II)	270単位/日
[見直し後]	
イ 緊急短期入所受入加算 (I)	270単位/日
ロ 緊急短期入所受入加算 (II)	500単位/日

緊急時の重度障がい者の受入機能の充実のため、地域生活支援拠点等の場合で、平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、又は強度行動障害を有する児者に対して、指定短期入所を行った場合の加算が創設されました。

あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算が引き上げられました。

## 【地域生活支援拠点等である場合の加算】 留意事項

- (1) 指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置すること。（留意事項通知）
- (2) 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。（留意事項通知）

地域生活支援拠点等に関する加算の届出	
地域生活支援拠点等に関する加算の要件を満たす事業所として、以下のとおり届け出ます。	
1 届出区分	① 新規      ② 変更      ③ 終了
2 事業所の名称	短期入所にいがた
3 地域生活支援拠点等としての位置付け	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられたことと証明する事業所等の有無 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられた日付      令和3年 月 日
4 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に参事する者の氏名	花野 小町
5 加算の理由	<緊急時対応加算 地域生活支援拠点等の場合>      対象：訪問センター、事業所等若しくは支援センター（訪問サービスのみ対象）
	<緊急時支援加算 地域生活支援拠点等の場合>      対象：自立生活支援、地域生活支援センター（事業所等若しくは支援センターのみ対象）
	<地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算>      対象：短期入所、事業所等若しくは支援センター
6 事業所等への加算	対象：訪問センター

地域生活支援拠点等である場合の加算の留意事項です。

(1) 指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置すること。

(2) 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や、地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

また、地域生活支援拠点等である場合の加算を算定するためには、届出を行う必要があります。